

改訂版

いじめ対応ハンドブック



富山県教育委員会

はじめに

平成23年、滋賀県大津市の中学生のいじめ自殺事案が報道で大きく取り上げられ、文部科学省をはじめ教育委員会や学校に対して、社会からこれまでの対応方法などが厳しく問われました。県教育委員会では、平成19年に「いじめ対応ハンドブック」を作成し、県内の小・中・高校・特別支援学校の教職員ならびに、スポーツ少年団の指導者、学習塾の講師、公民館の指導者、PTA役員等に配布し、教職員や地域の皆さまのいじめ対応能力の向上を図り、より多くの大人の目で児童生徒を見守り、地域総ぐるみで、いじめのない学校、地域づくり、児童生徒の健全育成に努めてまいりました。

国は平成25年に「いじめ防止対策推進法」を施行し、いじめの定義を明確にするとともに、いじめの対応や取組について学校や行政等の責務を規定しました。平成28年に最終改正がなされ、現在も法に基づきいじめの予防、早期発見、いじめに対する措置に尽力しているところであります。しかし、全国的にもいじめ被害は後を絶たず、今なお根深い社会問題となっております。また、いじめ防止対策推進法の施行からすでに7年が経過しており、学校や子供を取り巻く環境も絶えず変化しています。それに伴っていじめの態様も多様化しています。

県教育委員会としましては、ハンドブックの内容をいじめ防止対策推進法に基づきたいじめの認知や対応の方法に改めるとともに、「ネットいじめ」をはじめとする近年のいじめの態様や、被害者または加害者等への対応方法について、新しい内容のものに改めた「改訂版 いじめ対応ハンドブック」を発行する運びとなりました。

教職員や地域の皆さまには、本ハンドブックを十分に活用していただき、引き続きいじめのない学校、地域づくり、児童生徒の健全育成に寄与していただければ幸いです。

令和3年1月

富山県教育委員会

教育長 伍嶋 二美男